

第1号議案 名古屋都市計画区域区分の変更について

第2号議案 名古屋都市計画臨港地区の変更について

内容及び関連する事項		理 由					
(第1号議案) 名古屋都市計画区域区分の変更 ○弥富ふ頭地区(弥富市)		港湾施設用地として、公有水面が埋め立てられた区域を市街化区域に編入するものである。					
[参 考]							
・ 市街化区域面積表							
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減		地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
			面積 (ha)		編入 (箇所)	除外 (箇所)	
弥富市	約1,100	約1,110	約10		1	—	弥富ふ頭地区 <9.6ha>
・ 名古屋都市計画用途地域の変更(弥富市決定)							
	種類	容積率	建蔽率				
変更前	—	—	—				
変更後	工業専用地域	200%	60%				

内容及び関連する事項	理 由						
<p>(第2号議案)</p> <p>名古屋都市計画臨港地区の変更</p> <p>名古屋港臨港地区面積表(名古屋市除く)</p> <table border="1" data-bbox="205 470 798 573"> <thead> <tr> <th data-bbox="205 470 403 524">面 積</th> <th data-bbox="403 470 600 524">旧 (ha)</th> <th data-bbox="600 470 798 524">新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="205 524 403 573"></td> <td data-bbox="403 524 600 573">約 1,337</td> <td data-bbox="600 524 798 573">約 1,346</td> </tr> </tbody> </table>	面 積	旧 (ha)	新 (ha)		約 1,337	約 1,346	<p>公有水面が埋め立てられた区域について、港湾管理者が港湾の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的として、臨港地区を変更するものである。</p>
面 積	旧 (ha)	新 (ha)					
	約 1,337	約 1,346					
<p>[参 考]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 分区面積表(変更のある分区のみ) <p>名古屋港臨港地区(弥富ふ頭地区(弥富市))</p> <table border="1" data-bbox="205 842 842 945"> <thead> <tr> <th data-bbox="205 842 451 896">分 区</th> <th data-bbox="451 842 649 896">旧 (ha)</th> <th data-bbox="649 842 842 896">新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="205 896 451 945">特殊物資港区</td> <td data-bbox="451 896 649 945">約 14</td> <td data-bbox="649 896 842 945">約 23</td> </tr> </tbody> </table>		分 区	旧 (ha)	新 (ha)	特殊物資港区	約 14	約 23
分 区	旧 (ha)	新 (ha)					
特殊物資港区	約 14	約 23					

第3号議案 尾張都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項		理 由				
(第3号議案) 尾張都市計画区域区分の変更 ○古川新田・杵上地区(稲沢市)		平成3年に市街化区域に編入し、土地区画整理事業による市街地整備を予定したが、事業化の目途が立たず、今後も市街地整備の見込みがない区域(古川新田・杵上地区)を市街化調整区域に編入するものである。				
[参 考]						
・ 市街化区域面積表						
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減	地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
			面積 (ha)	編入 (箇所)	除外 (箇所)	
稲沢市	約898	約896	約-2	—	1	古川新田・杵上地区 <-2.0ha>
・ 尾張都市計画用途地域の変更(稲沢市決定) 古川新田・杵上地区						
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	第一種低層住居専用地域	50%	30%			
変更後	—	—	—			
・ 尾張都市計画古川新田地区計画の変更(稲沢市決定) 市街化調整区域への編入による廃止						
・ 尾張都市計画杵上地区計画の変更(稲沢市決定) 市街化調整区域への編入による廃止						

第4号議案 知多都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項	理 由					
<p>(第4号議案)</p> <p>知多都市計画区域区分の変更</p> <p>○名和共和地区(東海市・大府市)</p> <p>○緑町北部地区(知多市)</p> <p>○上野間地区(美浜町)</p> <p>○浦戸地区(美浜町)</p>	<p>民間開発による計画的な市街地整備が確実な区域(名和共和地区)を市街化区域に編入するものである。</p> <p>地区計画による計画的な市街地整備が確実な区域(緑町北部地区)を市街化区域に編入するものである。</p> <p>平成3年に市街化区域に編入し、土地区画整理事業による市街地整備を予定したが、事業化の目途が立たず、今後も市街地整備の見込みがない区域(上野間地区、浦戸地区)を市街化調整区域に編入するものである。</p>					
<p>[参 考]</p>						
<p>・ 市街化区域面積表</p>						
市町村名	変更前市街化区域面積 (ha)	変更後市街化区域面積 (ha)	増減面積 (ha)	地区数		変更箇所の内訳
				編入 (箇所)	除外 (箇所)	地区名 <変更面積>
東海市	約3,055	約3,065	約10	1	—	名和共和地区 <10.2ha>
大府市	約1,329	約1,344	約15	1	—	名和共和地区 <15.2ha>
知多市	約2,026	約2,052	約26	1	—	緑町北部地区 <26.3ha>
美浜町	約517	約512	約-5	—	2	上野間地区 <-2.1ha> 浦戸地区 <-3.2ha>

- 知多都市計画用途地域の変更(東海市決定)
名和共和地区(東海市)

	種類	容積率	建蔽率
変更前	—	—	—
変更後	工業地域	200%	60%

- 知多都市計画名和共和地区計画の決定(東海市決定)

- 知多都市計画用途地域の変更(大府市決定)
名和共和地区(大府市)

	種類	容積率	建蔽率
変更前	—	—	—
変更後	工業地域	200%	60%

- 知多都市計画大府木の山西部工業地区計画の決定(大府市決定)

- 知多都市計画用途地域の変更(知多市決定)
緑町北部地区(知多市)

	種類	容積率	建蔽率
変更前	—	—	—
変更後	近隣商業地域	200%	80%

- 知多都市計画準防火地域の変更(知多市決定)
- 知多都市計画緑町北部地区計画の決定(知多市決定)

- 知多都市計画用途地域の変更(美浜町決定)
上野間地区(美浜町)

	種類	容積率	建蔽率
変更前	第一種低層住居専用地域	50%	30%
変更後	—	—	—

浦戸地区(美浜町)

	種類	容積率	建蔽率
変更前	第一種低層住居専用地域	50%	30%
変更後	—	—	—

第5号議案 西三河都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項	理 由					
(第5号議案) 西三河都市計画区域区分の変更 ○阿知和地区(岡崎市)	岡崎市が工業団地の造成を行うもので、地区計画による計画的な市街地整備が確実な区域を市街化区域に編入するものである。					
[参 考]						
・ 市街化区域面積表						
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減 面積 (ha)	地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
岡崎市	約5,853	約5,919	約66	編入 (箇所)	除外 (箇所)	阿知和地区 <65.9ha>
・ 西三河都市計画用途地域の変更(岡崎市決定)						
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	—	—	—			
変更後	工業専用地域	200%	60%			
・ 西三河都市計画阿知和地区計画の決定(岡崎市決定)						

第6号議案 東三河都市計画区域区分の変更について

第7号議案 東三河都市計画臨港地区の変更について

内容及び関連する事項		理 由				
(第6号議案) 東三河都市計画区域区分の変更 ○明海地区(豊橋市)		港湾施設用地として、公有水面が埋め立てられた区域を市街化区域に編入するものである。				
[参 考]						
・ 市街化区域面積表						
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減 面積 (ha)	地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
				編入 (箇所)	除外 (箇所)	
豊橋市	約14,045	約14,050	約5	1	—	明海地区 <約5.0ha>
・ 東三河都市計画用途地域の変更(豊橋市決定)						
	種類	容積率	建蔽率			
変更前	—	—	—			
変更後	工業専用地域	200%	60%			

内容及び関連する事項		理 由							
(第7号議案) 東三河都市計画臨港地区の変更 三河港臨港地区面積表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>面 積</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>約 551</td> <td>約 556</td> </tr> </tbody> </table>		面 積	旧 (ha)	新 (ha)		約 551	約 556	公有水面が埋め立てられた区域について、港湾管理者が港湾の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的として、臨港地区を変更するものである。	
面 積	旧 (ha)	新 (ha)							
	約 551	約 556							
[参 考] <ul style="list-style-type: none"> ・ 分区面積表(変更のある分区のみ) 三河港臨港地区(明海地区(豊橋市)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 区</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業港区</td> <td>—</td> <td>約 5</td> </tr> </tbody> </table> 				分 区	旧 (ha)	新 (ha)	工業港区	—	約 5
分 区	旧 (ha)	新 (ha)							
工業港区	—	約 5							

第8号議案 知多都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由						
<p>(第8号議案) 知多都市計画道路の変更</p> <p>◎一部区域の変更(県決定) 全3路線</p> <p>○1・3・6号西知多道路 ・ 一部区域の変更 全6箇所</p> <p>東海ジャンクション 荒尾インターチェンジ 大田インターチェンジ(仮称) 日長インターチェンジ(仮称) 金沢インターチェンジ(仮称) 青海インターチェンジ(仮称)</p> <p>○3・3・3号瀬戸大府東海線 ・ 一部区域の変更</p> <table border="1" data-bbox="236 1249 769 1352"> <tr> <td></td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>20.0m</td> <td>24.25m</td> </tr> </table> <p>○3・5・16号大野久米線 ・ 一部区域の変更</p>		変更前	変更後	交差点部幅員	20.0m	24.25m	<p>1・3・6号西知多道路において、交通の安全性や利便性の向上を目的としたインターチェンジ形式の変更に伴い大田インターチェンジ(仮称)ほか2箇所の一部区域を変更するものである。また、有料道路事業の導入に伴い、東海ジャンクションほか2箇所の一部区域を変更するものである。</p> <p>西知多道路の区域変更に伴い接続する3・5・16号大野久米線の一部区域を変更するものである。</p> <p>3・3・3号瀬戸大府東海線において、交差点部の安全で円滑な交通の確保を図るため、一部区間の区域を変更するものである。</p>
	変更前	変更後					
交差点部幅員	20.0m	24.25m					
<p>【参考】</p> <p>◎一部区域の変更(東海市決定) 全1路線</p> <p>○3・3・312号太田川駅前線 ・ 起点の変更 ・ 一部区域の変更</p>	<p>西知多道路の区域変更に伴い、接続する3・3・312号太田川駅前線の一部区域を変更するものである。</p>						

第9号議案 半田市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																																
<p>(第9号議案)</p> <p>1 申請者 住 所 知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ 28 番地 の2 氏 名 トーエイ株式会社 代表取締役 今津 真治</p> <p>2 名 称 トーエイ株式会社 半田港工場</p> <p>3 位 置 半田市港町二丁目 41 番ほか 38 筆</p> <p>4 敷地面積 27,270.21 m²</p> <p>5 参 考 (1)処理施設 廃プラスチック類の破砕 211.39 t/日 (2)建築物</p> <table border="1" data-bbox="240 1205 940 1968"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 1205 304 1290">建 物</th> <th data-bbox="304 1205 432 1290">構 造 階 数</th> <th data-bbox="432 1205 603 1290">建築面積</th> <th data-bbox="603 1205 940 1290">延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 1290 304 1424">既 設</td> <td data-bbox="304 1290 432 1424">廃棄物 処理施設 工場 鉄骨造 2階建</td> <td data-bbox="432 1290 603 1424">4,043.56 m²</td> <td data-bbox="603 1290 940 1424">4,104.75 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1424 304 1559"></td> <td data-bbox="304 1424 432 1559">家電 リサイクル 工場 鉄骨造 2階建</td> <td data-bbox="432 1424 603 1559">2,800.00 m²</td> <td data-bbox="603 1424 940 1559">2,905.00 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1559 304 1644"></td> <td data-bbox="304 1559 432 1644">事務所 鉄骨造 4階建</td> <td data-bbox="432 1559 603 1644">393.15 m²</td> <td data-bbox="603 1559 940 1644">1,228.10 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1644 304 1729"></td> <td data-bbox="304 1644 432 1729">食堂 鉄骨造 平家建</td> <td data-bbox="432 1644 603 1729">356.92 m²</td> <td data-bbox="603 1644 940 1729">445.89 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1729 304 1814"></td> <td data-bbox="304 1729 432 1814">便所 木造 平家建</td> <td data-bbox="432 1729 603 1814">22.68 m²</td> <td data-bbox="603 1729 940 1814">22.68 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1814 304 1899"></td> <td data-bbox="304 1814 432 1899">計量所 鉄骨造 平家建</td> <td data-bbox="432 1814 603 1899">9.72 m²</td> <td data-bbox="603 1814 940 1899">9.72 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1899 304 1968">合 計</td> <td data-bbox="304 1899 432 1968"></td> <td data-bbox="432 1899 603 1968">7,626.03 m²</td> <td data-bbox="603 1899 940 1968">8,716.14 m²</td> </tr> </tbody> </table>	建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	既 設	廃棄物 処理施設 工場 鉄骨造 2階建	4,043.56 m ²	4,104.75 m ²		家電 リサイクル 工場 鉄骨造 2階建	2,800.00 m ²	2,905.00 m ²		事務所 鉄骨造 4階建	393.15 m ²	1,228.10 m ²		食堂 鉄骨造 平家建	356.92 m ²	445.89 m ²		便所 木造 平家建	22.68 m ²	22.68 m ²		計量所 鉄骨造 平家建	9.72 m ²	9.72 m ²	合 計		7,626.03 m ²	8,716.14 m ²	<p>申請者は、昭和50年に一般廃棄物の処分業及び収集運搬業の許可、昭和57年に産業廃棄物の処分業及び収集運搬業の許可を受け、中間処理を行っている。</p> <p>申請地においては、平成27年に建築基準法第51条ただし書許可を取得し、一般廃棄物の中間処分業を行っている。</p> <p>このたび産業廃棄物の処分を行うこととなり、工業地域における廃プラスチック類の破砕が6t/日の基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積																														
既 設	廃棄物 処理施設 工場 鉄骨造 2階建	4,043.56 m ²	4,104.75 m ²																														
	家電 リサイクル 工場 鉄骨造 2階建	2,800.00 m ²	2,905.00 m ²																														
	事務所 鉄骨造 4階建	393.15 m ²	1,228.10 m ²																														
	食堂 鉄骨造 平家建	356.92 m ²	445.89 m ²																														
	便所 木造 平家建	22.68 m ²	22.68 m ²																														
	計量所 鉄骨造 平家建	9.72 m ²	9.72 m ²																														
合 計		7,626.03 m ²	8,716.14 m ²																														

第 10 号議案 知多都市計画事業東海加木屋中部土地区画整理事業の
事業計画に対する意見書について

事業計画の概要	理 由
<p>1 事業名 知多都市計画事業 東海加木屋中部土地区画整理事業</p> <p>2 施行者 東海市</p> <p>3 施行面積 約 11.0ha</p> <p>4 施行予定期間 令和2年度～令和 11 年度</p> <p>5 平均減歩率 37.25%</p> <p>6 総事業費 約 47 億円</p>	<p>平成 31 年 3 月 29 日に都市計画決定された本土地区画整理事業の事業計画について、令和 2 年 11 月 4 日から 11 月 17 日までの間、公衆の縦覧に供したところ、1 通 1 名の方から意見書の提出があったので、土地区画整理法第 55 条に基づき、意見書を本審議会に付議するものである。</p> <p>○土地区画整理法 (事業計画の決定) 第 55 条第 1 項～第 3 項(※要旨) 市町村は、事業計画を定めようとする場合は、事業計画を 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>利害関係者は、この事業計画に意見があるときは、都道府県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>都道府県知事は、意見書の提出があったときは、これを都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。</p>